

2026年（令和8年）9月25日

建設業者の皆様へ

福 山 市
(建設局建設管理部建設政策課)

施工体制台帳における警備会社の取扱いの変更について

本市の建設行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、福山市が発注する建設工事における施工体制台帳の取扱いを、次のとおり変更しますのでお知らせいたします。

ご確認の上、適切なご対応をお願いいたします。

1 変更内容

施工体制台帳に記載を求めていた警備会社について、記載を不要とします。

2 適用開始日

2026年（令和8年）10月1日以後に契約を締結する工事

なお、同日より前に契約を締結している工事についても適用することができます。適用を希望される場合は、工事打合せ簿により監督員と協議してください。

3 注意点

本変更は、施工体制台帳における警備会社の記載が不要になるものであり、工事の安全対策として警備員の配置が不要になるものではありません。

引き続き、交通誘導警備等の必要性を適切に判断し、安全確保に万全を期していただきますようお願いいたします。